



新年あけましておめでとうございます。本年も何卒宜しくお願い致します。
令和6年度の1回目は、令和6年1月より実施すべき電子帳簿の保存方法と令和5年度の補正予算に基づき変更となりました助成金の概要について御紹介します。

令和6年1月からの電子取引データの保存方法 を確認しておきましょう

社労士法人ミナジ

電子帳簿等保存制度の見直しにより、令和6年1月からは、申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている方は、注文書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子取引データを保存しなければならないこととされます。施行期日が迫るなか、その保存方法などを分かりやすく説明したリーフレットが国税庁から公表されていますので、紹介しておきます。

システム導入が難しくても大丈夫！！

令和6年1月からの電子取引データの保存方法

今までは電子取引データをプリントアウトした書面を整理してファイリングしていたけれど、令和6年1月からはどうすればいいだろう。

以下の【可視性の確保】と【真実性の確保】を満たしていただく必要がありますが、難しいことはありません。

【可視性の確保】

- ① モニター・操作説明書等の備付け
- ② 検索要件の充足

まずは、①と②を満たしていただく必要があります。ただし、「2課税年度前の売上高が5,000万円以下の方」、または「電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理されている方」は、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしていれば、②の要件は不要となります。

仕事で使っているからパソコンや操作マニュアルはあるし、プリントアウトした書面を整理してファイリングしているわ。可視性OK。

【真実性の確保】

専用のシステムなどを導入していないのだけれど、どうすればいいだろう。

不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する。

引用：システム導入が難しくても大丈夫！！令和6年1月からの電子取引データの保存方法（令和5年11月）[PDF]

令和6年1月からは保存要件に従った電子取引データの保存が必要となります。上記のリーフレットは2枚構成ですが、2枚目では、準備が間に合わない場合の対応についての説明がされています。必要であれば確認しておくとういでしょう。

※詳しくは「電子帳簿等保存制度特設サイト (<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/index.htm>)」

令和5年度補正予算が成立。雇用保険の助成金の見直しも決定

令和5年11月下旬、令和5年度の補正予算が成立しました。これを受けて、それを財源として実施されることになっていた雇用保険法に基づく助成金の見直しが決定しました。その概要を確認しておきましょう。

■ 対象となる助成金と施行時期

1. 産業雇用安定助成金の見直し [令和5年11月29日～]

産業連携人材確保等支援コースの新設*¹、事業再構築支援コースの廃止

2. 両立支援等助成金の見直し [令和6年1月1日～]

出生時両立支援コース助成金の見直し、育児休業等支援コース助成金の見直し、育休中等業務代替支援コース助成金の新設

3. キャリアアップ助成金の見直し [令和5年11月29日～]

正社員化コース助成金の見直し*²

上記の*¹：新設された産業連携人材確保等支援コースの概要

景気の変動、産業構造の変化その他の理由で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、生産性向上に資する取組等を行うため、当該生産性向上に資する取組等に必要な新たな人材の雇入れた事業主を助成するもの。

・助成額：計250万円/人（中小企業以外180万円/人） ※一事業主につき対象労働者5人分が限度

上記の*²：正社員化コース助成金の見直し（拡充）の概要

このコースは、有期契約労働者等の正社員への転換等の措置を講じた事業主を助成するもの。特定の要件を満たした事業主に対しては、加算措置が講じられる。今回、助成額の見直し、対象となる有期雇用労働者の要件の緩和などが図られた。

例) 基本的な助成額の引き上げ→支給対象期間をこれまでの「6か月」から「12か月」に拡充し、助成額を次のように見直す

企業規模	これまで	見直し後
中小企業	1期（6か月）で57万円	2期（12か月）で80万円
中小企業以外	1期（6か月）で42.75万円	2期（12か月）で60万円

※上記は、「有期から正規」の場合の助成額。「無期から正規」の場合は左記の半額。
※その他、特定の要件を満たした場合の加算措置あり（加算措置の新設や増額も実施）。